

第107回

定時株主総会招集ご通知

Print The NEXT Page!

開催
日時

2019年6月27日(木曜日)午前10時

開催
場所

東京都北区東十条三丁目10番36号
当社本社

資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

図書印刷株式会社

証券コード 7913

目次

1 ■ 第107回定時株主総会招集ご通知

3 ■ 株主総会参考書類

- 第1号議案 当社と凸版印刷株式会社との株式交換
契約承認の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し
退職慰労金贈呈の件

(添付書類)

30 ■ 事業報告

49 ■ 連結計算書類

52 ■ 計算書類

55 ■ 監査報告書

株 主 各 位

東京都北区東十条三丁目10番36号

図書印刷株式会社

代表取締役社長 川 田 和 照

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都北区東十条三丁目10番36号 当社本社 |
| 3. 目 的 事 項 | 報 告 事 項 <ul style="list-style-type: none">1. 第107期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第107期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項 <ul style="list-style-type: none">第1号議案 当社と凸版印刷株式会社との株式交換契約承認の件第2号議案 剰余金の処分の件第3号議案 取締役11名選任の件第4号議案 監査役1名選任の件第5号議案 補欠監査役1名選任の件第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tosho.co.jp>)に掲載させていただきます。
- ◎連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tosho.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には、記載しておりません。会計監査人、監査役が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- ◎凸版印刷(株)の定款および最終事業年度(2019年3月期)に係る計算書類等の内容は、法令および当社定款第16条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tosho.co.jp>)に掲載しております。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と凸版印刷株式会社との株式交換契約承認の件

当社及び凸版印刷株式会社（以下「凸版印刷」といいます。）は、2019年5月13日開催の両社の取締役会において、凸版印刷を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いいたしたく存じます。

本株式交換の効力発生日は、2019年8月1日を予定しております。なお、凸版印刷においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得ずに、本株式交換が行われる予定です。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である2019年8月1日をもって、当社は凸版印刷の完全子会社となり、これに先立ち、2019年7月30日付で当社株式は上場廃止（最終売買日は2019年7月29日）となる予定であります。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

近年、トッパングループが属する印刷業界においては、IT化の進展に伴うデジタルシフトの加速、携帯端末普及による電子媒体の利用増による影響や企業における広告宣伝費のデジタル分野への予算投下の影響等の要因によりペーパーメディア需要が減少しており、既存のビジネスモデルそのものが変革されようとしております。また、少子高齢化といった人口減少による国内需要の減退に加え、原材料価格や物流コストの高騰、競合他社との競争激化が増しており、業界全体で厳しい経営環境が今後も継続するものと考えております。

上記のような認識のもと、凸版印刷としては、経営環境変化に対する事業構造改革は急務と考えており、今後は市場ニーズの変化に合わせた事業構造の再構築を今まで以上に加速させていく必要性があると考えているとのことです。

凸版印刷と当社とは、1970年に両社間で業務提携契約を締結し、当社が凸版印刷からの出資を受け入れたことからその関係強化が始まり、2007年10月の凸版印刷を引受先とする第三者割当増資によって、当社は凸版印

刷の連結子会社となりました。その後、業務面での協力が具体的な進捗を見せたことを受け、2009年2月には株式の追加取得により更なる資本面での安定が図られるなど、凸版印刷と当社は、資本関係を背景とした事業協力環境のもと企業理念の共有化を図り、当社の物流子会社と凸版印刷の物流子会社との合併による物流業務の統合やトッパングループ全体の生産設備の再配置を推進する等の製造間連携などを始めとして、人事・技術面の交流や各種諸制度の統合を通して競争力の強化を図ってまいりました。

現在、凸版印刷は、①グループを含めた構造改革の遂行、②新事業・新市場の創出、③グローバルな事業展開の加速を重要な経営課題と位置づけ、これらの各施策を展開することにより、経営資源の最適配分と有効活用を進め、更なる事業の拡大を図っているとのことです。このような取組みを進めていく中で、近年のペーパーメディア需要の減少やデジタルシフトの影響など市場環境の大きな変化等により、凸版印刷と当社を取り巻く経営環境の厳しさが増していることを背景に、凸版印刷としては、共通の企業理念のもと、これまで以上に当社と一体経営を行うことで、グループシナジーを更に発揮することの必要性を考えていたとのことです。

一方、当社は、2017年度に中期経営計画を発表し、紙主体の事業構造を変えていくために情報に付加価値を提供してお客様へ届ける「情報をデザインする企業」への変革を目指し、①市場変化を見据えた事業構造転換、②新しい市場創出に向けた積極投資、③文化・教育分野の事業領域拡大について取り組んでおります。しかしながら、当社が想定した以上にペーパーメディアを取り巻く事業環境の変化は急速に進んでおり、この流れの中で収益性強化に向けて更なる取組みが必要であると考えておりました。そのためには、事業構造転換を加速させていくことが最も重要な課題と認識しており、この課題に対して当社単独の経営リソースによる事業展開を継続するよりも、凸版印刷との更なる協業を進めていくことで、今よりもスピーディな対応を図ることができ、それが当社の収益性強化、ひいては当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりました。

このような認識のもと、凸版印刷と当社は、製造間連携を始めとした様々な事業シナジーを発揮するための方策について、2018年初頭から約1年間にわたり、断続的に協議を行っておりました。その後、凸版印刷において、このような協議の経緯等も踏まえ、2019年2月に、当社に対し、株式交換による完全子会社化に向けた協議の申入れを行ったとのことです。この申入れを受け、当社においては、凸版印刷との兼務者や凸版印刷の出身者ではない役員及び従業員のみで構成されるプロジェクトチームを立ち上げ、両社で事業シナジー発揮に向けた具体的な内容について協議することと並行して、完全子会社化によるメリット・デメリットについての検討を行いました。その結果、構造的な事業環境の変化に対応するためには、当社が凸版印刷の完全子会社となることにより、今まで協業を行ってきた凸版印刷との長年にわたる信頼関係をベースとする迅速果断な意思決定環境を整備し、両社の一体的な事業運営のもとで、当社の事業構造転換と事業領域拡大を進めていくことが、当社の企業価値の最大化にとって最善であるとの結論に至りました。

今後、両社は、トッパングループ全体の総合力を結集させていくことで、今まで対応が十分でなかった分野を補完し合い、販売と製造を始めとして様々な分野でシナジーを発揮してまいります。具体的には、販売面においては、両社の販売体制を維持することを前提として、当社は、顧客のデジタル化支援能力を始めとする凸版印刷が有するサービスやソリューションを活用し、当社の顧客が持つ課題の解決を支援することで顧客との更なる信頼関係を醸成し、事業領域の拡大を図ってまいります。また、製造面においては、当社の生産管理機能等の製造間接部門を凸版印刷に統合し、トッパングループが有する全国の工場の充足状況に鑑みた適地生産の実現によって製造体制の効率化を図ってまいります。併せて、市場規模に合わせた両社生産設備の最適配置の推進及び重複投資の回避により、トッパングループとしてのリソース配分の最適化を実現してまいります。本株式交換による完全子会社化を実行し、これらの施策を講じることにより、凸版印刷と当社がこれまで培ってきた顧客基盤、事業基盤、財務基盤等の経営資源を相互に活用し、高付加価値化や効率化を図っていくことが可能となり、両社がそれぞれ有する経営資源を最大限活用していくことができるようになります。特に、現時点においては、当社に少数株主が存在することによりグループとしての一体運営に一定の制約が生じているところ、当社が凸版印刷の完全子会社となれば、このような制約がない中で両社の経営資源の活用が可能となります。

これらの理由により、凸版印刷と当社においては、当社が凸版印刷の完全子会社となることこそが、トッパングループの企業価値の最大化を目指す凸版印刷にとっても、また、トッパングループの経営資源の活用や連携の強化を通じて情報デザイン企業への進化を目指す当社にとっても、最善の選択肢であり、両社の企業価値及び株主の利益の最大化に資すると考えております。

そして、完全子会社化の手法としては、トッパングループとして、デジタルシフトの加速による既存ビジネスの変革等へ対応し、事業ポートフォリオの組み替えを実現するために将来の事業投資等を機動的に行えるようにしておく必要があること、当社の株主の皆様は凸版印刷の株式を交付することにより、当社の株主の皆様は引き続き凸版印刷の株主として本株式交換による完全子会社化によりもたらされるトッパングループの企業価値の向上の成果を享受いただくことができること等を総合的に勘案した結果、凸版印刷を株式交換完全親会社とし当社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により当社の完全子会社化を実施することが、凸版印刷及び当社の企業価値の向上にとって最適であり、最も株主の利益に資する手法であると判断いたしました。

以上の理解のもと、両社において株式交換比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て本株式交換の実施について合意に至り、2019年5月13日、両社の取締役会決議により、凸版印刷が当社を完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することを決定いたしました。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及び凸版印刷が2019年5月13日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

凸版印刷株式会社（以下「甲」という。）と図書印刷株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：凸版印刷株式会社

住所：東京都台東区台東一丁目5番1号

乙（株式交換完全子会社）

商号：図書印刷株式会社

住所：東京都北区東十条三丁目10番36号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の各株主（但し、甲を除く。）が所有する乙の普通株式の合計数に0.80を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.80株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従い乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条第2項の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2019年8月1日とする。但し、両当事者は、必要に応じて、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に基づく株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本契約に関して甲の株主総会による承認を得ることが必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲及び乙は、2019年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲においては、普通株式1株当たり金20円
 - (2) 乙においては、普通株式1株当たり金4円
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りにより効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）までに消却するものとする。

第10条（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限り。）若しくは乙の株主総会における承認が得られなかったとき、(ii)本株式交換に必要な国内法の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかったとき、又は(iii)前条に従い本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年5月13日

甲	東京都台東区台東一丁目5番1号 凸版印刷株式会社 代表取締役社長 金子眞吾 ㊞
乙	東京都北区東十条三丁目10番36号 図書印刷株式会社 代表取締役社長 川田和照 ㊞

（株式交換契約書は以上）

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	凸版印刷 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.80
本株式交換により交付する株式数	凸版印刷の普通株式:16,623,222株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、凸版印刷の普通株式0.80株(以下「本株式交換比率」といいます。)を割当交付いたします。ただし、凸版印刷が保有する当社の普通株式(2019年5月13日現在22,002,461株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する凸版印刷の株式数

凸版印刷は、本株式交換に際して、本株式交換により凸版印刷が当社の発行済株式(ただし、凸版印刷が保有する当社株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社株主の皆様(ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、凸版印刷を除きます。)に対し、その保有する当社株式に代えて、上記表に記載の本株式交換比率に基づいて算出した数の凸版印刷株式を交付いたします。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。)の全部を、基準時までには消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。また、本株式交換により交付する凸版印刷株式は、全て凸版印刷の保有する自己株式(2019年3月31日現在25,768,515株)を充当する予定であり、凸版印刷が新たに株式を発行することは予定しておりません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、凸版印刷の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる当社の株主の皆様については、凸版印刷株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及び凸版印刷の定款第9条の定め等に基づき、凸版印刷の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の凸版印刷株式を売り渡すことを請求し、これを凸版印刷から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、凸版印刷の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを凸版印刷に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、凸版印刷株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとし、)に相当する凸版印刷株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ現金でお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

a. 割当ての内容の根拠及び理由

凸版印刷及び当社は、上記1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、2019年2月に、凸版印刷から当社に対して株式交換による完全子会社化に向けた協議の申し入れをし、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、凸版印刷が当社を完全子会社とすることにより、迅速果断な意思決定環境のもと、両社の一体的な事業運営を強化し顧客の課題解決をスピーディに行うことが、当社の企業価値、更にはトッパングループ全体の企業価値向上のために最善であるとの結論に至りました。

凸版印刷及び当社は、本株式交換に用いられる上記3. (1) ①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、凸版印刷は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、当社はGCA株式会社（以下「GCA」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

凸版印刷においては、下記3. (3) ①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から2019年5月10日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、凸版印刷の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

当社においては、下記3. (3) ①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるGCAから2019年5月10日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言、支配株主である凸版印刷との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記3. (3) ②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言等を踏まえ、慎重に協議・検討を重ねるとともに、特別委員会から答申書を受領しております。当社は、本株式交換比率については、下記3. (1) ②b.イ「算定の概要」に記載のGCAの算定結果に照らしてみても、

市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）のいずれの算定レンジの上限値も超える比率であることから、妥当な水準であり、また、特別委員会及び凸版印刷間で交渉を重ねて合意されたものであり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しております。

上記のほか、凸版印刷及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、適宜、それぞれのリーガル・アドバイザーから助言等を受けるとともに、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、凸版印刷及び当社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、凸版印刷及び当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2019年5月13日に開催された凸版印刷及び当社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

b. 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び上場会社との関係

凸版印刷の第三者算定機関である野村證券及び当社の第三者算定機関であるGCAはいずれも、凸版印刷及び当社から独立した算定機関であり、当社及び凸版印刷の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ 算定の概要

野村證券は、凸版印刷及び当社いずれの普通株式についても東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、凸版印刷及び当社いずれについても比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法による凸版印刷株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.51～0.56
類似会社比較法	0.38～0.60
DCF法	0.52～0.90

なお、市場株価平均法においては、2019年5月10日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2019年5月10日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、凸版印刷の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の将来の財務見通しについては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020年3月期の営業利益について1,200百万円を見込んでおり（2019年3月期の営業損失は48百万円）、これは主に、英語教育ニーズの高まりに応じた教育ソリューション事業におけるリソース強化に伴う収益向上、出版・商業印刷分野における新設備導入による新規売上増加、単価体系見直しによる物流収支改善、及び当社子会社である学校図書株式会社において、小学校における教科書の採択年度にあたることによる増収等によるものです。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、GCAは、凸版印刷及び当社いずれの普通株式についても東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、凸版印刷及び当社いずれについても比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法による凸版印刷株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.51～0.56
類似会社比較法	0.33～0.42
DCF法	0.56～0.70

なお、市場株価平均法においては、2019年5月10日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法においては、凸版印刷においては、凸版印刷と類似性があると判断される類似上場会社として、大日本印刷株式会社を選定し、図書印刷については、図書印刷と類似性があると判断される類似上場会社として、共同印刷株式会社、共立印刷株式会社、竹田印刷株式会社及び光村印刷株式会社を選定した上で、企業価値に対する予想EBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法においては、凸版印刷については、凸版印刷から提出された2019年度から2021年度までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。凸版印刷のDCF法における継続価値の算定については、永続法により算出しており、永久成長率を0.00%とし、割引率は7.27%～9.27%を使用しております。また、当社については、当社から提出された2019年度から2021年度までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。当社のDCF法における継続価値の算定については、永続法により算出しており、永久成長率を0.00%とし、割引率は7.53%～9.53%を使用しております。

なお、GCAがDCF法による算定の前提とした当社の将来の財務見通しについては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020年3月期の営業利益について1,200百万円を見込んでおり(2019年3月期の営業損失は48百万円)、これは主に、英語教育ニーズの高まりに応じた教育ソリューション事業におけるリソース強化に伴う収益向上、出版・商業印刷分野における新設備導入による新規売上増加、単価体系見直しによる物流収支改善、及び当社子会社である学校図書株式会社において、小学校における教科書の採択年度にあたることによる増収等によるものです。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

GCAは、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及びGCAに提供された一切の情報が正確かつ完全で

あることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、GCAにおいて当社経営陣に対するインタビューを実施し、特別委員会において当社執行部から説明を受け、GCA及び特別委員会においてその策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提となるものとして著しく不合理な点がないことを確認し、凸版印刷の財務予測についてはGCAにおいてデュー・ディリジェンスを実施し、株式交換比率の算定の前提となるものとして著しく不合理な点がないことを確認した上で、両社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。GCAの算定は、2019年5月10日までにGCAが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、GCAの算定は、当社の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(2) 交換対価として凸版印刷の普通株式を選択した理由

当社及び凸版印刷は、トッパングループとして、デジタルシフトの加速による既存ビジネスの変革等へ対応し、事業ポートフォリオの組み替えを実現するために将来の事業投資等を機動的に行えるようにしておく必要があること、当社の少数株主の皆様は凸版印刷の株式を交付することにより当社の少数株主の皆様は引き続き凸版印刷の株主として本完全子会社化によりもたらされるトッパングループの企業価値の向上の成果を享受いただくことができること等を総合的に勘案した結果、凸版印刷普通株式を対価とする本株式交換を行うことが当社及び凸版印刷の企業価値の向上にとって最適であり、最も株主の利益に資する手法であると判断いたしました。

(3) 凸版印刷以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置

凸版印刷及び当社は、凸版印刷が、既に当社の総株主の議決権の51.51%（2019年3月31日現在）を保有していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

a. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、凸版印刷は野村證券を、当社はGCAを第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、2019年5月10日付で、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得しました。当該算定書の概要については、上記3. (1)

②b.イ「算定の概要」をご参照下さい。

なお、凸版印刷及び当社は、いずれも、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

b. 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、凸版印刷は森・濱田松本法律事務所を、当社は中村・角田・松本法律事務所を選定し、各々本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所は、凸版印刷及び当社から独立しており、凸版印刷及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

当社は、凸版印刷が既に当社の総株主の議決権の51.51%（2019年3月31日現在）を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

a. 当社における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

本株式交換契約の締結に関する議案を決議した2019年5月13日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役13名のうち、金子眞吾氏は凸版印刷の代表取締役を兼務しており、太田貴久氏は凸版印刷の完全子会社である株式会社トッパンコミュニケーションズ（以下「TCP」といいます。）の非常勤取締役を兼務しており、沖津仁彦氏、高坂範之氏、矢野誠之氏、藤野俊二氏、大野仁氏及び内藤平氏は凸版印刷の出身者であり、大内哲夫氏は凸版印刷の完全子会社であった凸版情報加工株式会社（なお、同社は2019年4月1日付でTCPに吸収合併されております。）の非常勤取締役を過去に兼務していたことから、利益相反の可能性を排除する観点から、(i) 金子眞吾氏、沖津仁彦氏、高坂範之氏、矢野誠之氏、藤野俊二氏、大野仁氏、内藤平氏、太田貴久氏及び大内哲夫氏を除く4名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、(ii) 取締役会の定足数を確保する観点から、沖津仁彦氏、高坂範之氏、矢野誠之氏、藤野俊二氏、大野仁氏、内藤平氏及び大内哲夫氏を加えた11名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。また、上記の取締役会に出席した社外監査役1名が上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

なお、当社の監査役3名のうち、杵村勝博氏及び菅原健司氏は、凸版印刷の出身者であることから、利益相反の可能性を排除する観点から、上記取締役会における本株式交換契約の締結に関する議案の審議には参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

また、当社の取締役のうち、金子眞吾氏、沖津仁彦氏、高坂範之氏、矢野誠之氏、藤野俊二氏、大野仁氏及び内藤平氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、当社の立場で凸版印刷との協議及び交渉に参加していません。また、太田貴久氏及び大内哲夫氏については、それぞれ当社において工場統括本部長及び生産統括本

部長を務めており、製造部門に係る協議に不可欠の人材であること、及び、兼務し、又は兼務していた地位が凸版印刷の完全子会社の非常勤取締役であり、利害関係の程度も軽微であると考えられることから、製造部門に係る凸版印刷との協議には参加しておりますが、それ以外の協議及び交渉には参加しておりません。

b. 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換における利益相反を回避するために、2019年2月18日付で、当社の社外取締役・独立役員であり、当社の事業内容等について相当程度の知見があり、公認会計士として本株式交換について検討する一定の専門性を有しており、適格性を有すると判断される北村信彦氏（公認会計士）、当社及びその支配株主である凸版印刷のいずれとも利害関係を有しない独立した外部の有識者であり、M&Aに精通する公認会計士として本株式交換について検討する専門性・適格性を有する中嶋克久氏（株式会社M&Aコンソーシアム代表取締役社長 公認会計士。なお、同氏の選任について、図書印刷の社外取締役・独立役員である北村信彦氏の確認を事前に得ております。）並びに図書印刷及びその支配株主である凸版印刷のいずれとも利害関係を有しない独立した外部の有識者であり、M&Aに精通する弁護士として本株式交換について検討する専門性・適格性を有する増田英次氏（増田パートナーズ法律事務所パートナー 弁護士。なお、同氏の選任については、図書印刷の社外取締役・独立役員である北村信彦氏の確認を事前に得ております。）の3名により構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置し、(i) (a)本株式交換が企業価値を向上させるものと特別委員会が合理的に判断できるか、及び、(b)本株式交換が株主にとって公正な手続を通じて行われるものであり、株主利益の配慮がなされていると、特別委員会が合理的に判断できるかという各観点に照らし、本株式交換の実施を当社の取締役会が決定することの是非、並びに、(ii) 本株式交換が少数株主にとって不利益でないか、につき諮問するとともに、諮問事項の検討に必要な情報収集を行う権限、リーガル・アドバイザー及びファイナンシャル・アドバイザーを選任又は承認する権限、凸版印刷との交渉方針に関して意見を述べるとともに、必要に応じて凸版印刷との間で交渉を行う権限等を付与しました。なお、特別委員会の委員の報酬は、当社の社外取締役である北村信彦氏については、通常の実務報酬と併せて株主総会で決議された取締役の報酬総額年額の範囲内の固定報酬とし、外部の有識者である中嶋克久氏及び増田英次氏については、時間報酬制としており、いずれも答申内容の如何に拘らず支給されることとなっております。

特別委員会は、2019年2月18日から2019年5月13日までに、会合を合計8回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見交換や協議、情報交換、情報収集等を行うなどして、上記諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、まず、当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所についてその実績、独立性等について確認の上その選任を承認するとともに、当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関については複数の候補者の中から、実績、独立性等について検討の上、GCAを

選任いたしました。その上で、当社からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の策定手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、凸版印刷及び凸版印刷のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、株式交換比率についての考え方等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定方法、特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けたほか、凸版印刷に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の第三者算定機関であるGCAから凸版印刷に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果の共有並びに株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行った上、その合理性の検証を行いました。更に、特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるGCA及びリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示し、凸版印刷に対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、凸版印刷との交渉に実質的に関与いたしました。

特別委員会は、このような検討等の結果、当社取締役会が本株式交換の実施を決定することは合理的であると考えられる旨及び本株式交換契約の締結を当社取締役会において決定することは少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の答申書を2019年5月13日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(4) 凸版印刷の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する凸版印刷の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条第2項の規定に従い凸版印刷が別途適当に定める額とします。かかる取扱い、法令及び凸版印刷の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 凸版印刷の定款の定め

凸版印刷の定款は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.tosho.co.jp>) において掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

凸版印刷の普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

凸版印刷の普通株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2019年5月13日）の前営業日を基準として、1ヶ月間及び3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における凸版印刷株式の終値の平均は、それぞれ1,766円及び1,731円です。

また、凸版印刷株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) 凸版印刷の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

凸版印刷は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め の 相当性に関する事項

当社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 凸版印刷の最終事業年度に係る計算書類等の内容

凸版印刷の最終事業年度（2019年3月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.tosho.co.jp>）において掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

- a. 当社は、凸版印刷との間で、2019年5月13日に、凸版印刷を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。
- b. 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までには消却する予定です。
- c. 当社は、2019年3月期に係る期末配当として、2019年6月27日に開催予定の当社の第107回定時株主総会において承認されることを条件として、2019年3月31日を基準日とする1株当たり4円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

② 凸版印刷

- a. 凸版印刷は、当社との間で、2019年5月13日に、凸版印刷を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。
- b. 凸版印刷は、2019年3月期に係る期末配当として、2019年5月30日に開催予定の凸版印刷取締役会において、2019年3月31日を基準日とする1株当たり20円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付け、企業体質強化のための内部留保にも配慮しながら当期利益の範囲内で積極的に還元することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株につき4円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 4円 総額 171,125,956円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(13名)が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	区分	氏 名	現在の地位・担当等
1	再任	川 田 和 照	代表取締役社長
2	再任	高 坂 範 之	取締役副社長 社長補佐及び内部監査室、CSR本部、人事労政本部、 関係会社担当
3	再任	矢 野 誠 之	専務取締役 財務本部、事業戦略本部、業務改革プロジェクト担当
4	再任	藤 野 俊 二	常務取締役 ビジネスプロモーション統括本部長及び ビジネスソリューション本部担当
5	再任	金 子 眞 吾	凸版印刷(株)代表取締役社長 取締役
6	再任	太 田 貴 久	取締役 工場統括本部長
7	再任	大 内 哲 夫	取締役 生産統括本部長及び技術開発本部、プリプレス本部担当
8	再任	岡 沢 宏 和	取締役 情報デザイン営業統轄及びDSR推進センター担当
9	再任	北 村 信 彦	公認会計士 取締役(社外取締役)、独立役員
10	再任	大 野 仁	取締役(社外取締役)
11	再任	内 藤 平	弁護士 取締役(社外取締役)、独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	かわだ かず あき 川田 和 照 (1958年9月30日生) 再任	1982年 4月 当社入社 2008年 4月 当社出版営業統括本部長 2008年 6月 当社取締役出版営業統括本部長 2011年 4月 当社取締役全社営業統轄 2011年 6月 当社常務取締役全社営業統轄 2013年 6月 当社専務取締役全社営業統轄 2014年 4月 当社専務取締役社長補佐 2014年 6月 当社取締役副社長社長補佐 2015年 6月 当社代表取締役社長(現任)	17,800株
	取締役候補者とした理由 川田和照氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、当社代表取締役社長として経営全般における豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
2	たか さか のり ゆき 高坂 範 之 (1955年12月26日生) 再任	1979年 4月 凸版印刷(株)入社 2001年 4月 同社情報出版事業本部総務部長 2008年 4月 当社入社、人事労政本部長 2009年 6月 当社取締役人事労政本部長 2011年 6月 当社常務取締役人事労政本部長及び CSR本部担当 2013年 6月 当社専務取締役人事労政本部長兼CSR本部長 2014年 4月 当社専務取締役社長補佐並びに 人事労政本部長兼CSR本部長、 関係会社担当 2016年 6月 当社取締役副社長社長補佐兼 経営統括本部長及び関係会社担当 2019年 4月 当社取締役副社長社長補佐及び内部監査室、 CSR本部、人事労政本部、関係会社担当 (現任)	10,300株
	取締役候補者とした理由 高坂範之氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、CSR・人事労政部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	やのせいじ 矢野 誠之 (1957年12月6日生) 再 任	1981年 4月 凸版印刷(株)入社 2004年 4月 同社情報出版事業本部経理部長 2010年 4月 当社入社、経理部長 2011年 4月 当社財務本部長 2011年 6月 当社取締役財務本部長 2014年 6月 当社常務取締役財務本部長 2016年 6月 当社専務取締役財務本部長 2018年 4月 当社専務取締役財務本部、事業戦略本部、業務改革プロジェクト担当(現任)	15,200株
	取締役候補者とした理由 矢野誠之氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、財務部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
4	ふじのしゅんじ 藤野 俊二 (1957年1月29日生) 再 任	1979年 4月 凸版印刷(株)入社 2006年 4月 同社東北事業部事業戦略部長 2009年 4月 当社入社、事業戦略本部長 2011年 6月 当社執行役員第一営業本部長 2013年 6月 当社常務執行役員事業戦略本部長及びクリエイティブ・センター担当 2014年 6月 当社取締役事業戦略本部長及びクリエイティブ・センター担当 2017年 6月 当社常務取締役事業戦略本部長及び事業戦略本部、クリエイティブ・センター担当 2019年 4月 当社常務取締役ビジネスプロモーション統括本部長及びビジネスソリューション本部担当(現任)	7,100株
	取締役候補者とした理由 藤野俊二氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、事業戦略部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	かねこ しんご 金子 眞 吾 (1950年11月25日生) 再任	1973年 4月 凸版印刷(株)入社 2003年 6月 同社取締役 2006年 6月 同社常務取締役 2008年 6月 同社専務取締役 2009年 6月 同社代表取締役副社長 2010年 6月 同社代表取締役社長(現任) 2018年 6月 当社取締役(現任) 重要な兼職の状況 凸版印刷(株)代表取締役社長	900株
	取締役候補者とした理由 金子眞吾氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、凸版印刷(株)代表取締役社長として経営全般における豊富な知識と経験を有していることから当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
6	おお た たか ひさ 太 田 貴 久 (1959年5月6日生) 再任	1983年 4月 当社入社 2013年 4月 当社川越工場長 2015年 4月 当社沼津工場長 2015年 6月 当社執行役員沼津工場長 2016年 6月 当社取締役沼津工場長 2017年 4月 当社取締役工場統括本部長兼沼津工場長 2018年10月 当社取締役工場統括本部長(現任)	3,400株
	取締役候補者とした理由 太田貴久氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、工場運営における豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
7	おお うち てつ お 大 内 哲 夫 (1965年6月6日生) 再任	1988年 4月 当社入社 2011年 6月 当社品質保証本部長 2013年 4月 当社生産管理本部長 2015年 4月 当社生産統括本部長 2015年 6月 当社執行役員生産統括本部長 2016年 6月 当社取締役生産統括本部長 2017年 4月 当社取締役生産統括本部長及び 技術開発本部、プリプレス本部担当(現任)	1,900株
	取締役候補者とした理由 大内哲夫氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、生産体制全般に豊富な経験を有していることから、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	おか ざわ ひろ かず 岡 沢 宏 和 (1962年4月1日生) 再 任	1985年 4月 当社入社 2008年 4月 当社出版営業統括本部第六営業本部長 2015年 4月 当社第二出版営業統括本部長 2015年 6月 当社執行役員第二出版営業統括本部長 2017年 6月 当社取締役第二出版営業統括本部長 2018年 4月 当社取締役出版営業統轄 2019年 4月 当社取締役情報デザイン営業統轄及び DSR推進センター担当(現任)	10,700株
	取締役候補者とした理由 岡沢宏和氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、営業部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
9	きた むら のぶ ひこ 北 村 信 彦 (1944年11月10日生) 再 任 社外取締役 独立役員	1970年 3月 公認会計士登録 1995年 7月 北村信彦公認会計士事務所開設(現任) 2003年 6月 前田道路㈱社外監査役(現任) 2004年 6月 当社監査役 2015年 6月 当社取締役(現任)	18,600株
	社外取締役候補者とした理由 北村信彦氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた専門知識と財務に関する知見により、社外取締役として当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。		
10	おお の まさし 大 野 仁 (1947年8月21日生) 再 任 社外取締役	1970年 4月 凸版印刷㈱入社 2007年 4月 同社情報コミュニケーション事業本部 製造事業部長 2010年 4月 ㈱トッパンコミュニケーションプロダクツ 代表取締役社長 2011年 3月 同社代表取締役社長退任 2015年 6月 当社取締役(現任)	4,700株
	社外取締役候補者とした理由 大野仁氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、経営全般における豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
11	ない とう たいら 内 藤 平 (1951年8月26日生) 再 任 社外取締役 独立役員	1989年 4月 弁護士登録 1997年 2月 みずき総合法律事務所開設(現任) 2015年 6月 当社補欠監査役 2016年 6月 当社取締役(現任)	1,600株
	社外取締役候補者とした理由 内藤平氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門知識と法律に関する知見により、社外取締役として当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 当社は金子眞吾氏が代表取締役社長を務める凸版印刷(株)と印刷事業等において競業関係にあります。また当社は、同社との間に印刷加工の委託および受託等の取引があります。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は凸版印刷(株)の子会社であります。
金子眞吾氏の同社における現在および過去5年間の業務執行状況ならびに地位担当につきましては、上記略歴のとおりであります。
4. 北村信彦、大野仁、内藤平の各氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は北村信彦、内藤平の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。各氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は北村信彦、大野仁、内藤平の各氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。各氏が再任された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 北村信彦氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年になります。
なお、同氏は過去に当社社外監査役であったことがあります。
7. 大野仁氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年になります。
8. 内藤平氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年になります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役杵村勝博氏が任期満了になりますので、監査役1名の選任をお願いするものがあります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴・地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
はぎ わら つね あき 萩 原 恒 昭 (1955年6月15日生) 新任 社外監査役	1978年 4月 凸版印刷(株)入社 1998年 4月 同社法務本部法務部長 2005年 6月 同社法務本部長 2015年 6月 同社執行役員法務本部長 2019年 4月 同社顧問 (現任)	0株
社外監査役候補者とした理由 萩原恒昭氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる法務業務の経験を有しており、法務に関する知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行できると判断し、社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 候補者は、新任社外監査役候補者であります。
2. 当社は凸版印刷(株)と印刷事業等において競業関係にあります。また、当社は、同社との間に、印刷加工の委託および受託等の取引があります。
3. 萩原恒昭氏は、過去5年間、当社の特定関係事業者(親会社)である凸版印刷(株)の業務執行者でありました。過去5年間の業務執行状況ならびに同社における地位および担当につきましては、上記略歴にて記載のとおりであります。
4. 社外監査役候補者は、当社の特定関係事業者(親会社)である凸版印刷(株)より、過去2年間、報酬を受けております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力については、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴・地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かわ また なお たか 川 俣 尚 高 (1965年5月1日生)	1994年 4月 弁護士登録 1994年 4月 丸の内総合法律事務所入所(現任) 2015年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2016年 6月 当社補欠監査役(現任) 2016年 6月 トレックス・セミコンダクター(株) 社外取締役(現任) 2017年 6月 日本製粉(株)社外取締役(現任)	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由 川俣尚高氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門知識と法律に関する知見により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き補欠監査役候補者としてしました。		

- (注) 1. 川俣尚高氏は、当社が法律顧問契約を締結している「丸の内総合法律事務所」に所属しており、当社は、同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は2019年3月期で180万円程度であり、当社および同事務所のいずれにとっても、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
2. 川俣尚高氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、補欠監査役候補者である川俣尚高氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるように、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役沖津仁彦、稲川好昭の各氏および監査役杵村勝博氏の在任中の
労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的
な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願
いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おき っ よし ひこ 沖 津 仁 彦	2007年 6月 当社代表取締役社長 2015年 6月 当社代表取締役会長(現任)
いな がわ よし あき 稲 川 好 昭	2014年 6月 当社取締役全社営業統轄 2017年 6月 当社常務取締役全社営業統轄 2018年 4月 当社常務取締役社長付全社出版ビジネス担当 2019年 4月 当社常務取締役社長付情報デザインビジネス担当(現任)
きね むら かつ ひろ 杵 村 勝 博	2015年 6月 当社常勤監査役(現任)

以 上

〔添付書類〕 **事業報告**（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益が堅調に推移し、個人消費や雇用環境についても改善が続くなど、緩やかな回復基調が続きました。印刷業界におきましては、インターネット広告を中心とした企業の広告宣伝費の拡大や電子書籍が増加するなどデジタルメディアが拡大する一方で、ペーパーメディア需要の縮小には歯止めがからず、また、教育業界についても、少子化の影響が懸念され、依然として厳しい経営環境が継続しました。

このような環境の中で当社グループは、情報に付加価値を提供してお客様へ届ける「情報をデザインする企業」への変革を目指し、中期経営計画に掲げた「市場変化を見据えた事業構造転換」「新しい市場創出に向けた積極投資」「文化・教育分野の事業領域拡大」について引き続き取り組んでまいりました。

情報デザイン事業では、事業構造の転換を図るため、採算性重視の営業活動へのシフトや、固定費の圧縮による収益改善に取り組んでまいりました。製造部門においては、お客様の業務負荷軽減を図るため効率的なWEB校正システムの稼働を開始するとともに、工場の繁閑差に対応するため人員配置の見直し、多能工化、省力化により、市場環境に見合った最適生産体制の整備に努めてまいりました。また、物流収支の改善に努めるとともに、全社的な業務効率の改善を図るための新業務システムの2020年度導入に向けた開発を進めてまいりました。新しい市場創出に向けては、小ロット印刷に対応した高品質なデジタル印刷システム「デジタルショートラン（デジタル印刷機を活用した印刷ビジネスモデル）」を昨年10月に導入し、当社主力商品である教材やコミックスなどを中心に新たなニーズの掘り起こしを進めてまいりました。加えて、高付加価値印刷機による新商材の開発や特徴のある各種設備の導入を進めてまいりました。デジタルソリューション分野では、IT系人財の採用と育成を進め、デジタルマーケティング体制整備を進めてまいりました。

教育ソリューション事業では、文化・教育分野の多面的な発展を図るため、昨年10月に企業向け語学研修サービスを提供しております株式会社シー・ティー・エスを子会社化し、既存の教科書等のコンテンツの提供や語学留学サービスなどとあわせて、英語教育を軸とした事業領域拡大の体制整備を進めました。さらに、デジタル教科書の開発や「BIZSTEP」などの教育デジタルサービスの拡販に努めてまいりました。

また、管理職層に対する人事制度を抜本的に見直し、会社が求める職責に対する実行性を高めるための「役割等級制度」を導入し、組織の再構築に取り組んでまいりました。加えて、人財開発への取り組みとして、新たにお客様の課題解決型人財を育成するための研修を導入するなど、市場の変化に適應した人財の育成を進めてまいりました。

以上のように、経営全般にわたる諸施策を実施しました結果、当社グループの通期の業績は、売上高は524億3千5百万円（前期比2.3%減）、経常利益は5億1千1百万円（前期比11.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億4百万円（前期比88.1%減）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

（情報デザイン事業）

出版印刷分野では、学習参考書や絵本などが増加したものの、雑誌、コミックなどが減少した結果、当分野の売上高は308億5千9百万円(前期比5.3%減)となりました。マーケティング分野では、カタログ・パンフレット、POPなどが増加したものの、リーフ・チラシなどが減少した結果、当分野の売上高は163億7千万円(前期比3.7%減)となりました。

その結果、当事業の売上高は472億2千9百万円（前期比4.8%減）と減少したものの、営業活動における利益管理の徹底や生産部門の固定費圧縮により、セグメント利益は3億4千万円（前期はセグメント損失1億2千2百万円）と増加しました。

（教育ソリューション事業）

当事業では、2017年11月に連結子会社化した株式会社桐原書店の売上について、今期は通年分全てを計上したことで、売上高は52億6百万円(前期比27.1%増)と増加しましたが、教科書、指導書の売上減と株式会社桐原書店の赤字期間の業績を取り込んだことで、セグメント損失は3億6千6百万円（前期はセグメント利益1億8千1百万円）となりました。

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

区 分		第106期（前期）		第107期（当期）		前期比 （%）
		金 額 （百万円）	構成比 （%）	金 額 （百万円）	構成比 （%）	
情報デザイン事業	出版印刷 分 野	32,584	60.7	30,859	58.9	△ 5.3
	マーケティング 分 野	17,004	31.7	16,370	31.2	△ 3.7
	小 計	49,588	92.4	47,229	90.1	△ 4.8
教育ソリューション事業		4,096	7.6	5,206	9.9	27.1
合 計		53,684	100.0	52,435	100.0	△ 2.3

セグメント別の営業利益は、次のとおりであります。

区 分	第106期（前期）	第107期（当期）
	金 額 （百万円）	金 額 （百万円）
情報デザイン事業	△ 122	340
教育ソリューション事業	181	△ 366
調整額	△ 3	△ 22
合 計	55	△ 48

（注）調整額は、セグメント間取引消去であります。

（2）設備投資等の状況

当期における設備投資額は、ソフトウェアを含め33億8千4百万円で、主に事業領域拡大や効率化を目的とした設備の新設・更新によるものであります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、不透明さが残るものの、引き続き緩やかな回復基調が続くと思われます。印刷業界におきましては、ペーパーメディアのデジタルシフトはますます加速し、また、教育業界についても少子化の影響が引き続き懸念されるなど、依然として厳しい経営環境が継続するものと思われます。

このような事業環境下にあって当社グループは、情報に付加価値を提供してお客様に届ける「情報をデザインする企業」への変革を引き続き目指してまいります。

情報デザイン事業については、当社グループの強みを発揮できる分野に経営資源を再配分し差別化を進めてまいります。具体的には、沼津工場を中心とした製造ソリューションの拡販強化や多様な出版ニーズに幅広く対応できる体制の構築など、出版業界に対する当社グループのプレゼンスを強化するとともに、営業部門と企画部門を融合することで市場ニーズに即したソリューション型営業への転換や採算性重視の営業活動を継続して行うことで既存事業の高収益化を図ってまいります。さらに、紙とデジタルを組み合わせた企画提案力を強化することで、デジタルを基点とした総合的なマーケティング支援サービスの展開を進めてまいります。

教育ソリューション事業については、当社グループの新たな成長分野と位置付け、重点的に経営資源を投下し主力事業の一つに育ててまいります。具体的には、株式会社KGエデュケーションホールディングスを中心となり、図書印刷グループ各社の販売チャネルや商品等のリソースを活用するとともに、人員補強によるサービス・商材の売り込みの強化や幼児から社会人までを含めたニーズに対応することで英語教育サービスを拡充し、グループシナジーの最大化に取り組んでまいります。さらに、教育ICT分野では、サービスの開発と拡販強化を進めることと併せて、M&Aやアライアンスによる事業領域の拡大を図ってまいります。

また、新事業への人員シフトなど事業ポートフォリオの変化に柔軟に対応すべく組織体制の構築を進めるとともに、お客様の課題解決に向けた人財の育成に努めてまいります。あわせて、「働き方改革」を継続的に推進し、ワークライフバランスの充実に努め、従業員一人ひとりが「働きがい」を感じられる職場づくりに積極的に取り組んでまいります。

これらの施策を強力に推し進め、株主価値の向上および企業価値の最大化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第104期 (2016年3月期)	第105期 (2017年3月期)	第106期 (2018年3月期)	第107期(当期) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	55,271	53,842	53,684	52,435
経常利益 (百万円)	911	788	577	511
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	463	10,687	875	104
1株当たり当期純利益 (円)	5.42	124.88	20.46	2.43
総 資 産 (百万円)	90,536	101,614	107,864	115,115
純 資 産 (百万円)	59,603	66,970	75,943	80,090

- (注) 1. 2017年10月1日付で、当社普通株式2株を1株に併合しております。第106期は期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 「『税効果に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の総資産については当該変更を反映した数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、凸版印刷株式会社であり、同社は、当社の株式を22,002,461株（持株比率51.42%）保有しております。当社と親会社との間に印刷加工の委託および受託の取引があります。これらの取引条件および取引条件の決定方法については、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。当社取締役会としては、凸版印刷株式会社との取引について当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
関 西 図 書 印 刷 株 式 会 社	30 ^{百万円}	65.00%	新聞印刷業務
株式会社KGエデュケーション ホ ー ル デ ィ ン グ ス	10	100.00	教育ソリューション事業の統括管理業務
学 校 図 書 株 式 会 社	50	100.00	小学校・中学校用図書の編集・出版業務
株 式 会 社 桐 原 書 店	96	51.00	高校用図書の編集・出版業務
株 式 会 社 シ ー ・ テ ィ ー ・ エ ス	10	100.00	語学研修サービス業務

(注) 当社の連結子会社は、上記5社を含む8社であります。

③ 重要な企業結合等の状況

連結子会社である株式会社KGエデュケーションホールディングスは、2018年10月30日に株式会社シー・ティー・エスの全株式を取得し、その結果、同社も当社の連結子会社となりました。

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、情報デザイン事業と教育ソリューション事業を行っており、主な製品・サービスは次のとおりであります。

区 分		主 要 製 品・サービス
情報デザイン事業	出版印刷 分 野	雑誌、コミック、単行本、新聞、教科書、学習参考書、文庫、新書、絵本、事典、辞書、図鑑、児童書など
	マーケティング 分 野	カタログ、パンフレット、POP、リーフレット、チラシ、カレンダー、ノート、文具、DM、有価証券、デジタルメディア、カードなど
教育ソリューション事業		教科書、教科書指導書、教科書準拠図書・教材、副読本、一般図書、学習用ソフトウェア、学習用デジタルコンテンツ、語学留学サービス、語学研修サービスなど

(8) 主要な営業所および工場（2019年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都北区東十条三丁目10番36号
第一出版営業統括本部	東京都北区
第二出版営業統括本部	東京都北区
商印営業統括本部	東京都北区、大阪市福島区、名古屋市中村区、静岡県沼津市
プ リ プ レ ス 本 部	東京都北区
沼 津 工 場	静岡県沼津市
川 越 工 場	埼玉県川越市

(注) 第一出版営業統括本部、第二出版営業統括本部、商印営業統括本部は、2019年4月1日付でビジネスプロモーション統括本部、第一情報デザイン営業統括本部、第二情報デザイン営業統括本部、第三情報デザイン営業統括本部へ再編成しました。

② 子会社

名 称	所 在 地
関 西 図 書 印 刷 株 式 会 社	大阪府茨木市
茨 木 工 場	大阪府茨木市
神 戸 工 場	神戸市北区
京 都 工 場	京都府八幡市
株式会社KGエデュケーションホールディングス	東京都北区
学 校 図 書 株 式 会 社	東京都北区
株 式 会 社 桐 原 書 店	東京都新宿区
株 式 会 社 シ ー ・ テ ィ ー ・ エ ス	大阪市北区

(注) 連結子会社である株式会社KGエデュケーションホールディングスは、2018年10月30日に株式会社シー・ティー・エスの全株式を取得し、その結果、同社も当社の連結子会社となりました。

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,579名	38名減	43.1歳	18.6年

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250 ^{百万円}
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	100

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 43,133,904株 (うち自己株式352,415株を含む)

(3) 株主数 4,197名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
凸版印刷株式会社	22,002 ^{千株}	51.42 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・DIC株式会社口)	3,064	7.16
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	2,862	6.69
東洋インキSCホールディングス株式会社	1,157	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	868	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	803	1.87
三井住友信託銀行株式会社	699	1.63
BNY FOR GCM RE GASBU	671	1.56
図書印刷従業員持株会	605	1.41
株式会社学研ホールディングス	505	1.18

(注) 持株比率は、自己株式(352,415株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	沖 津 仁 彦	
代表取締役社長	川 田 和 照	
取締役副社長	高 坂 範 之	社長補佐及びCSR本部、人事労政本部、関係会社担当
専 務 取 締 役	矢 野 誠 之	財務本部、事業戦略本部、業務改革プロジェクト担当
常 務 取 締 役	藤 野 俊 二	イノベーション推進本部、DSR推進センター、クリエイティブ・センター、商印営業統括本部担当
常 務 取 締 役	稲 川 好 昭	社長付全社出版ビジネス担当
取 締 役	金 子 眞 吾	凸版印刷株式会社代表取締役社長
取 締 役	太 田 貴 久	工場統括本部長
取 締 役	大 内 哲 夫	生産統括本部長及び技術開発本部、プリプレス本部担当
取 締 役	岡 沢 宏 和	出版営業統轄
取 締 役	北 村 信 彦	公認会計士、前田道路株式会社社外監査役
取 締 役	大 野 仁	
取 締 役	内 藤 平	弁護士
常 勤 監 査 役	杵 村 勝 博	
常 勤 監 査 役	菅 原 健 司	
監 査 役	尾 関 純	公認会計士、株式会社テクノメディカ社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 2018年6月28日開催の第106回定時株主総会で、金子眞吾氏は取締役に、尾関純氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2018年6月28日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、足立直樹氏は辞任により取締役に、矢部隆三氏は任期満了により監査役をそれぞれ退任いたしました。
3. 取締役北村信彦、大野仁、内藤平の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあります。
4. 監査役杵村勝博、尾関純の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役にあります。
5. 監査役菅原健司氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ね、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役尾関純氏は、公認会計士としての長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 取締役北村信彦、内藤平、監査役尾関純の各氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
8. 2018年6月28日開催の第106回定時株主総会で、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として川俣尚高氏が選任されております。
9. 2019年4月1日付で、次のとおり取締役の担当に異動がありました。

取締役副社長	高坂 範之	社長補佐及び内部監査室、CSR本部、人事労政本部、関係会社担当
常務取締役	藤野 俊二	ビジネスプロモーション統括本部長及びビジネスソリューション本部担当
常務取締役	稲川 好昭	社長付情報デザインビジネス担当
取締役	岡沢 宏和	情報デザイン営業統轄及びDSR推進センター担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第32条第2項および第42条第2項の規定に基づき、社外取締役北村信彦、大野仁、内藤平の各氏および社外監査役尾関純氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	12名	277百万円	うち社外取締役3名20百万円
監 査 役	4名	42百万円	うち社外監査役3名25百万円
合 計	16名	320百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2006年6月29日開催の第94回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額60百万円以内とご承認いただいております。
3. 報酬等の額には、当期中に役員賞与引当金として費用処理した取締役賞与29百万円を含めております。
4. 報酬等の額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用処理した役員退職慰労金79百万円（取締役75百万円、監査役4百万円）を含めております。
5. 当事業年度末日の役員退職慰労引当金の額は、375百万円（取締役363百万円、監査役11百万円）となります。
6. 監査役の人数、報酬等の額には退任社外監査役1名、1百万円が含まれております。
7. 上記のほか、2018年6月28日開催の第106回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し、退職慰労金として1百万円を支給いたしました。
- また、退任社外監査役1名に対し、退職慰労金として12百万円を支給いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係
社外取締役	北村信彦	前田道路株式会社	社外監査役	なし
社外監査役	尾関 純	株式会社テクノメディカ	社外取締役 (監査等委員)	なし

② 当事業年度における主な活動状況

重要会議での出席状況および発言状況

区 分	氏 名	取締役会	監査役会	代表取締役社長 との会合	発言状況
社外取締役	北村信彦	21回/21回	—	—	主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	大野 仁	21回/21回	—	—	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	内藤 平	21回/21回	—	—	主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	杵村勝博	20回/21回	15回/15回	1回/ 1回	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	尾関 純	16回/16回	10回/10回	—	主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外監査役尾関純氏は、2018年6月28日開催の第106回定時株主総会にて監査役に選任され、就任いたしましたので、2018年6月28日以降の重要な会議への出席状況および発言状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41 百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人に対して委託している公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

I. 内部統制システムの基本方針

(1) 基本方針

当社は、社会の一員としてその責務を遂行すべく、企業活動の基本となる「企業理念」やそれを実現するための「経営信条」を制定し、公正な企業活動に努める。

また、中長期的な経営構想の「経営方針」や短期的な方針の「年度基本方針」を制定し、当社の果たすべき責務を明確にする。

これらの理念や方針に基づく事業活動を当社自ら監視し、統制するため、当社および子会社の業務執行に関する体制や監査に関する体制を取締役会にて以下のとおり決定する。

(2) 業務執行に関する体制

① 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の職務の執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令ならびに「定款」および「取締役会規程」により運営し、取締役は、取締役会決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保する。

また、監査役は、法令ならびに「定款」、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行の適法性を監査する。

当社は、子会社の取締役については、「図書印刷グループ関係会社事前協議規程」に基づき重要事項に関する協議や報告を受けるとともに、関係会社担当取締役を中心に子会社の重要会議に出席するなど情報共有を図り、職務の執行状況を把握し、適法性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、当該情報の主管部門が法令ならびに「定款」、「取締役会規程」、「稟議規程」、「図書印刷グループ情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ管理規程」、「インサイダー取引防止管理規程」および「契約業務取扱規程」等に基づき、適切に保存・管理する。

また、取締役および監査役は、職務の執行や監査のため、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。

③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等の職務執行の適正を確保するため、協議や報告を必要とする事項を明確化した「図書印刷グループ関係会社事前協議規程」に基づき、報告を受ける。

④ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「図書印刷グループリスク管理規程」に基づき、職務の執行に際して予想される損失を未然に防止するため、グループ全体で必要な対策や教育を実施する。

さらには、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を推進すると同時に、各担当取締役は、主管する事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗出しを行い、層別化し、そのリスクに基づく重大な損失の危険の発生を、未然に防止するための措置を当社および子会社に対して講じる。

万一、多大な損失および信用を失墜するような不祥事等企業価値を大きく毀損するような重大な事態が発生する恐れのある事象が生じた場合には、委員会の委員長および担当取締役は、関係部門や代表取締役社長または子会社の担当取締役および代表取締役と協議し、対応するとともに、必要に応じて経過・対応策・再発防止策を取締役会で報告する。

⑤ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うため、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。

また、取締役会を効率的に運営するため、決議または報告すべき事項は、経営会議であらかじめ協議する。

さらに、関係会社担当取締役を中心に子会社の各種重要会議に出席するなど、子会社を含むグループ全体の経営効率の向上を図るとともに、経営施策の実効性を高める。

⑥ 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「図書印刷グループ行動指針」を定め、子会社についても同行動指針を適用または業態にあわせて一部修正のうえ準用し、この周知徹底を図ることで使用人の職務の執行の適法性を確保する。そのために、コンプライアンスを推進するCSR推進部を設置し、子会社のコンプライアンス関連部門と連携し、グループ全体の法令順守体制の維持・向上と法令順守意識の高揚に努める。

また、「職務分掌・権限規程」を策定し、各職務を明確にする。加えて、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づいて、当社および子会社の業務執行状況を監査し、その結果を当社および子会社の代表取締役、担当取締役、および監査役に報告する体制を構築する。

さらに、法律事務所を窓口とした内部通報制度である「図書印刷グループヘルプライン」を設置し、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行う。業態の異なる子会社についても、同様の仕組みを導入することにより、適切な対応を行う。

⑦ 当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および子会社からなるグループとしての業務適正を確保し、当社および子会社の業態にあわせて制定された「企業理念」「経営信条」「行動指針」を尊重した経営を行い、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。

なお、当社は、親会社の企業理念を尊重しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上、決定する。

(3) 監査に関する体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務の遂行のため補助すべき使用人を求めた場合は、適任者を配し、監査役の監査を補助する。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の人選等は、監査役の意見を尊重する。

② 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の指揮命令は、監査役に属するものとする。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の人事処遇等は、監査役の意見を尊重する。

③ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示により、各種会議への出席や業務執行部門からの報告を求めることができる。

④ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、代表取締役と経営課題や監査上の重要課題等について、定期的に会合を開催し、意見交換を行うとともに、法令に定める事項のほか協議により定めた報告すべき事項について、取締役および使用人から報告を受ける。

⑤ 子会社の取締役および使用人から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役会は、必要に応じて子会社の取締役および使用人から直接報告を受けることができる。また、子会社の取締役および使用人から報告を受けた当社取締役および使用人からも報告を求めることができる。

⑥ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、その報告が客観的で合理的な根拠に基づき信じたもので誠意あるものである限り、「図書印刷グループ内部通報規程」を準用し、当該報告したことを理由としてなんらの不利益な措置をとらない。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、グループ監査役会を定期的に開催し、グループとしての監査役監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図る。また、弁護士その他外部の専門家の意見を必要に応じ聴き、情報交換を行う。

(4) 財務報告に関する体制

当社は、グループの財務報告の適正性を確保するため、内部監査室を設置し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセスおよびその他の業務プロセスの評価、整備、運用を継続的に行う体制を整備する。

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業理念」「経営信条」に基づき、市民社会の安全・秩序の維持に貢献するため、また、健全かつ適正な業務の遂行のため、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の整備を進める。

そのために、反社会的勢力の排除について「図書印刷グループ行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力排除方針」を制定し、従業員に周知徹底する。また、「不当要求防止責任者」を設置し、反社会的勢力からの接触を回避する他、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携し、情報収集および社内体制の整備を図る。

Ⅱ. 内部統制システムの基本方針の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規程に基づき適法に運営されており、毎月定例取締役会を、必要に応じて臨時取締役会を開催して意思決定を行っており、2018年4月以降、合計21回の取締役会を開催しております。原則として毎月经営会議を開催し、取締役会付議事項について事前に協議しております。

また、グループ全体の適法性を確保し、経営効率を向上させるため、関係会社担当取締役のほかに財務・事業戦略等を担当する取締役が、子会社の取締役会、経営会議、業績報告会等の重要会議に出席しております。

(2) コンプライアンス体制

当社は、当社グループの行動規範である「図書印刷グループ行動指針」を、全従業員が携行する小冊子に掲載するほか、社内イントラネットで常に見覧できる状態にするとともに、階層別研修等の機会を利用して従業員への教育を行っております。

また、内部監査室が内部監査規程に基づき、年間を通じて監査を行い、その結果を取締役会、代表取締役に報告しております。

(3) リスクマネジメント体制

当社は、「図書印刷グループリスク管理規程」に基づき、各担当取締役がリスクマネジメントシートにより事業上のリスクを定期的に抽出して把握するとともに、リスクマネジメント委員会を半期に1回開催して当社および子会社の重大な損失の危険の発生を防止するための措置を講じております。

(4) 監査役の職務執行体制

監査役は、取締役会や経営会議といった重要会議に出席することにより、取締役および使用人等から必要な情報を得るほか、代表取締役と年1回の会合を開催し、意見交換を行っております。

また、主要部門との情報交換会を定期的に開催するとともに、定期的にグループ監査役会を開催して監査役監査のグループ実効性を高めております。あわせて、会計監査人とは四半期に1回、内部監査室とは毎月1回の会合を開催して、情報交換を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
流 動 資 産	41,645
現金及び預金	5,192
受取手形及び売掛金	16,989
有 価 証 券	16,501
商 品 及 び 製 品	791
仕 掛 品	1,304
原材料及び貯蔵品	575
そ の 他	314
貸 倒 引 当 金	△ 24
固 定 資 産	73,470
有 形 固 定 資 産	20,727
建物及び構築物	7,972
機械装置及び運搬具	4,862
工具、器具及び備品	252
土 地	6,662
リ ー ス 資 産	241
建 設 仮 勘 定	735
無 形 固 定 資 産	2,284
の れ ん	1,271
そ の 他	1,013
投資その他の資産	50,458
投資有価証券	50,081
繰延税金資産	202
そ の 他	254
貸 倒 引 当 金	△ 80
資 産 合 計	115,115

負 債 の 部	
流 動 負 債	18,587
支払手形及び買掛金	5,108
電 子 記 録 債 務	8,285
未 払 法 人 税 等	264
未 払 消 費 税 等	317
賞 与 引 当 金	562
役 員 賞 与 引 当 金	35
返 品 調 整 引 当 金	83
設備関係支払手形	1,257
そ の 他	2,673
固 定 負 債	16,437
長 期 借 入 金	350
役員退職慰労引当金	537
退職給付に係る負債	2,689
資 産 除 去 債 務	123
繰 延 税 金 負 債	12,516
そ の 他	220
負 債 合 計	35,024
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	48,014
資 本 金	13,898
資 本 剰 余 金	16,489
利 益 剰 余 金	17,837
自 己 株 式	△ 210
その他の包括利益累計額	30,891
その他有価証券評価差額金	30,766
為替換算調整勘定	△ 0
退職給付に係る調整累計額	125
非 支 配 株 主 持 分	1,184
純 資 産 合 計	80,090
負債・純資産合計	115,115

連結損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

	金 額	
売上高		52,435
売上原価		42,885
売上総利益		9,549
販売費及び一般管理費		9,598
営業損失		48
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	392	
保険解約返戻金	113	
その他の	83	600
営業外費用		
支払利息	2	
控除対象外消費税等	0	
投資事業組合運用損	26	
その他の	10	40
経常利益		511
特別利益		
固定資産売却益	29	
投資有価証券売却益	59	89
特別損失		
固定資産除売却損	15	
投資有価証券売却損	6	
退職特別加算金	102	124
税金等調整前当期純利益		476
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	125	288
当期純利益		187
非支配株主に帰属する当期純利益		83
親会社株主に帰属する当期純利益		104

連結株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,898	16,489	18,588	△ 209	48,767
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 855		△ 855
親会社株主に 帰属する当期純利益			104		104
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	△ 751	△ 1	△ 752
当 期 末 残 高	13,898	16,489	17,837	△ 210	48,014

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	25,866	0	206	26,073	1,103	75,943
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△855
親会社株主に 帰属する当期純利益						104
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,899	△ 0	△ 80	4,818	81	4,899
当期変動額合計	4,899	△ 0	△ 80	4,818	81	4,147
当 期 末 残 高	30,766	△ 0	125	30,891	1,184	80,090

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
流 動 資 産	41,768
現金及び預金	4,188
受取手形	5,941
売掛金	8,912
有価証券	16,501
商品及び製品	82
仕掛品	797
原材料及び貯蔵品	331
前払費用	22
関係会社短期貸付金	4,661
その他の	342
貸倒引当金	△ 13
固 定 資 産	71,130
有形固定資産	20,053
建物	7,157
構築物	174
機械及び装置	4,839
車両運搬具	16
工具、器具及び備品	231
土地	6,661
リース資産	236
建設仮勘定	735
無形固定資産	738
ソフトウェア	711
その他	26
投資その他の資産	50,338
投資有価証券	50,076
関係会社株式	29
関係会社長期貸付金	145
その他	168
貸倒引当金	△ 80
資 産 合 計	112,898

負 債 の 部	
流 動 負 債	17,638
支払手形	1,799
電子記録債権	8,169
買掛金	2,803
関係会社短期借入金	700
リース債権	43
未払金	655
未払費用	1,100
未払法人税等	171
預り金	139
賞与引当金	446
役員賞与引当金	29
設備関係支払手形	1,257
その他	322
固 定 負 債	15,331
長期借入金	350
リース債権	211
退職給付引当金	1,932
役員退職慰労引当金	375
資産除去債務	66
繰延税金負債	12,392
その他	3
負 債 合 計	32,970
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	49,161
資本	13,898
資本剰余金	16,489
資本準備金	12,992
その他資本剰余金	3,496
利 益 剰 余 金	18,983
利益準備金	604
その他利益剰余金	18,379
固定資産圧縮積立金	17
別途積立金	15,040
繰越利益剰余金	3,322
自 己 株 式	△ 210
評価・換算差額等	30,766
その他有価証券評価差額金	30,766
純 資 産 合 計	79,928
負債・純資産合計	112,898

損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	金 額	
売上高		43,745
売上原価		36,939
売上総利益		6,806
販売費及び一般管理費		6,521
営業利益		284
営業外収益		
受取利息	3	
有価証券利息	9	
受取配当金	394	
その他	85	493
営業外費用		
支払利息	3	
控除対象外消費税等	0	
投資事業組合運用損	26	
その他	7	38
経常利益		739
特別利益		
固定資産売却益	29	
投資有価証券売却益	59	89
特別損失		
固定資産除売却損	13	
退職特別加算金	102	115
税引前当期純利益		713
法人税、住民税及び事業税	111	
法人税等調整額	126	237
当期純利益		475

株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	13,898	12,992	3,496	604	19	15,040	3,700
当期変動額							
剰余金の配当							△855
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 2		2
当期純利益							475
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	△2	－	△377
当 期 末 残 高	13,898	12,992	3,496	604	17	15,040	3,322

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△ 209	49,542	25,866	75,409
当期変動額				
剰余金の配当		△ 855		△ 855
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
当期純利益		475		475
自己株式の取得	△ 1	△ 1		△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			4,899	4,899
当期変動額合計	△ 1	△ 381	4,899	4,518
当 期 末 残 高	△ 210	49,161	30,766	79,928

(連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本)

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

図 書 印 刷 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀敏 ㊤
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大嶋 幸児 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、図書印刷株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、図書印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(会計監査人の監査報告書 謄本)

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

図書印刷株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福田 秀敏 印
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大嶋 幸児 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、図書印刷株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(監査役会の監査報告書 謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

図書印刷株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 杵村勝博 ㊟

常勤監査役 菅原健司 ㊟

監査役（社外監査役） 尾関 純 ㊟

以 上

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場 ご案内略図

図書印刷株式会社 本社 東京都北区東十条三丁目10番36号



〔最寄駅〕 東京メトロ南北線「王子神谷駅」出口1より徒歩3分